

生駒市とT Jグループホールディングスとの 持続可能なまちづくりの推進に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）とT Jグループホールディングス（以下「乙」という。）とは、次の条項により持続可能なまちづくりの推進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、生駒市における再生可能エネルギーの地産地消及び木質バイオマスの資源化を推進することによる地域経済の活性化、脱炭素化及びその他の地域課題の解決を図ることで、生駒市の持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事業」という。）について、連携協力するものとする。

- （1） 生駒市北田原町地内における木質バイオマス発電所（以下「北田原発電所」という。）の運転及び木質バイオマスエネルギー電力の受給に関すること
- （2） 生駒市域から発生する木質廃棄物の発電用燃料等としての再生利用に関すること
- （3） 災害時に発生する災害ごみ（廃材、家具等）の受入れに関すること
- （4） 災害時における北田原発電所の緊急避難施設としての活用に関すること
- （5） 北田原発電所の運転に伴う市民の優先雇用に関すること
- （6） 北田原発電所の環境啓発・教育拠点としての活用に関すること
- （7） いこま市民パワーへの資本出資その他の事業運営への協力に関すること
- （8） その他双方が必要と認める事項に関すること

（環境の保全）

第3条 乙は、乙の事業活動に伴って発生する恐れのある公害を未然に防止し、良好な地球環境を確保するとともに、周辺地域における緑豊かな自然環境との調和を図るものとする。

（事故時の措置等）

第4条 乙は、乙の設備において、重大な故障破損等の事故が発生した場合は、ただちに該当する設備の操業を一時停止し応急の措置を講じ甲に報告するとともに、抜本的防止策を講ずるものとする。

- 2 甲は、公害防止のため必要な場合は、乙に報告を求め、又は甲の要請に応じ甲が工場内に立入り必要な調査をすることができるものとし、乙はこれに積極的に協力する。
- 3 乙は、当該施設の事業活動に伴い、乙の責めに基つき周辺住民及び財産に損害損害を及ぼした場合には、誠意をもって正当な補償を行うものとする。

(本協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙双方で協議し、甲乙双方の合意の上、必要な変更を書面により行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事業の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定については、本協定終了後も、引き続きその効力を有するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに双方のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱う。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

乙：大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番14号

TJグループホールディングス株式会社

代表取締役
